

平成25年12月19日  
農 林 水 産 省

## ベトナムにおける植物由来の輸入食品の規制緩和について

ベトナムにおいては、「植物由来の輸入食品の衛生・安全規則」が平成23年7月から施行され、ベトナムへ植物由来食品を輸出するには、事前に輸出国として認定されることが必要となっております。

当該規則で規定される輸出国登録について、日本は平成25年5月28日より暫定的に輸出が認められておりましたが、平成25年12月16日付けで輸出可能国として正式に登録されましたのでお知らせします。

これにより、植物検疫上、輸出可能な品目については、ベトナムへの輸出が正式に可能となります。

- ・ 植物検疫上、ベトナムへの輸出が可能な品目  
レタス（生鮮）、製茶（乾燥）、柿チップ（乾燥）、しめじ（生鮮）及びしいたけ（乾燥）
- ・ 植物検疫上、ベトナムへの輸出ができない品目  
生鮮果実（りんご、かんきつ類、いちご、なし等）

※なお、りんごについては、ベトナム政府と植物検疫協議を行っているところです。その他の品目の輸入の可否については現在ベトナム政府に確認中であり、確認ができ次第、随時ホームページに公表します。公表までの間、個別の品目の扱いについては、植物防疫課までお問合せください。

### （参考）

本件については、以下のホームページを御覧ください。

輸出に関する国内外の制度

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_info/seido/index.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/seido/index.html)

なお、その他輸出に際し、必要な条件がありますので、以下を御参照ください。

植物由来の輸入食品の衛生・安全規則（英文）

<http://www.nafiqad.gov.vn/b-legal-documents>

輸出可能国一覧（英文）

<http://www.nafiqad.gov.vn/a-news-events/lists-of-foreign-establishments-approved-for-export-to-vietnam/>

お問い合わせ先

食料産業局 輸出促進グループ

担当者：稲垣、角谷

代表：03-3502-8111(内線4310)

ダイヤルイン：03-3501-4079

FAX：03-6738-6475

消費・安全局 植物防疫課

担当者：勝又、長瀬

代表：03-3502-8111(内線4565)

ダイヤルイン：03-3502-5978

FAX：03-3502-3386